令和７年（フ）第２１２号
釧路市昭和中央１丁目49番５号
破産者　加藤　乃愛
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５５号
釧路市芦野５丁目８番１号　エスポワール芦野Ｅ号室
破産者　佐藤　信哉
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３０号
北海道河西郡芽室町西１条５丁目17番地２　カリーノ　103号室
破産者　杉本　泰隆
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第８８号
青森県上北郡七戸町字倉岡111番地
破産者　林　　友和
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６０号
青森市富田３丁目４番２号　ビレッジハウス相野２号棟402号
破産者　竹浪　千紘
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７９号
青森市大字筒井字八ツ橋146番地２　サンクレストＡ―201
破産者　工藤　優次
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６７号
宮城県石巻市山下町２丁目９番25号
破産者　鈴木　美保（旧姓瀬戸）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第７１号
宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切58番地の３堀切西住宅403号
破産者　佐藤ふさ子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１８号
秋田県雄勝郡羽後町大戸字原狐88番地
破産者　菅原　武治
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第３５号
秋田県湯沢市相川字外ノ目45番地
破産者　菅原　陽香
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第７号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原279番地３
破産者　半谷　仁志
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第１６７号
群馬県前橋市箱田町1023番地５
破産者　山本　真悟
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１２７７号
横浜市南区中村町５丁目316番地　中村町南住宅１―103号
破産者　久保アーリンこと　クボ　アーリン　リデイロス（ＫＵＢＯ　ＡＲＬＥＮＥ　ＬＥＤＥＲＯＳ）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３３８号
神奈川県海老名市柏ケ谷１丁目12番20―101号
破産者　小都　勝孝
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４９７号
横浜市緑区北八朔町2141番地１　パティオ藤ヶ丘605号
破産者　岩間　史洋
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５６７号
神奈川県藤沢市円行２丁目18番地の４　エルム湘南台103号
破産者　周防　　寛
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７２５号
神奈川県秦野市渋沢上２丁目７番56号
破産者　小川　晶敏
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第７４１号
神奈川県厚木市上落合663番地　レオパレスＫ・Ｋ108
破産者　野津　真希
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部